

協議第33号

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて
介護保険事業計画 介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。
介護保険運営協議会 介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。
介護認定調査、介護認定審査会 1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。
保険給付 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱いについて

介護保険料の賦課徴収

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

低所得者対策（介護保険料軽減措置）

低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(介護保険事業関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い	細項目	介護保険事業関係	
事務事業名	介護保険事業	専門部会名	福祉部会	分科会名 介護保険分科会
項目	調整方針			
介護保険事業計画	介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。 調整方針説明資料（P.37参照）			
介護保険運営協議会	介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.38参照）			
介護認定調査、介護認定審査会	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.39参照）			
保険給付	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.40参照）			
介護保険料の賦課徴収	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.41参照）			
低所得者対策(介護保険料軽減措置)	低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.42参照）			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い	細項目	介護保険事業関係		
事務事業名	介護保険事業計画	専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会
調整方針	介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町で異なる。	新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。
<p>【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。</p> <p>【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 介護保険事業に係る費用の見込など</p> <p>【事務手順】 介護保険事業計画策定委員会設置 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む 介護サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 策定委員会審議 介護保険事業計画策定 議会報告</p> <p>【附属機関】 西条市介護保険事業計画策定委員会 （目的） 第2期介護保険事業計画を策定するため設置。 （所掌事務） 西条市介護保険事業計画策定委員会は、次の事項を審議する。 介護保険事業計画策定に関すること 高齢者保健福祉計画策定に関すること その他、高齢者保健・医療・福祉に関すること （委員の構成） 委員定数 20人以内 被保険者代表 3人 介護サービス事業者代表 4人 公益代表者 8人 学識経験者 1人 公募によるもの 3人 （任期） 1年（平成14年4月1日～平成15年3月31日）</p>	<p>【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。</p> <p>【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 市町村特別給付 介護保険事業に係る費用の見込など</p> <p>【事務手順】 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告</p> <p>【附属機関】 東予市介護保険運営協議会で審議する。</p>	<p>【概要】 国が定める基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。</p> <p>【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 介護保険事業に係る費用の見込など</p> <p>【事務手順】 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告</p> <p>【附属機関】 丹原町介護保険運営協議会で審議する。</p>	<p>【概要】 国が定める基本方針に即して、3年ごとに5年を1期とする「介護保険事業計画」を定める。</p> <p>【内容】 介護サービスの種類ごとの量の見込み 介護サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 介護サービスの円滑な提供を図るための事業 介護保険事業に係る費用の見込など</p> <p>【事務手順】 介護サービス必要量の推計 ・介護サービス利用意向調査 （利用実態及び利用意向の把握） ・介護保険施設入所申込者及び入所者実態調査 ・保険給付実績の分析 ・上記調査・分析より介護サービス必要量を見込む サービス事業者調査（サービス供給量の把握） 介護サービス量等の見込 運営協議会審議 介護保険事業計画策定 議会報告</p> <p>【附属機関】 小松町介護保険運営協議会で審議する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細項目	介護保険事業関係	
事務事業名	介護保険運営協議会			専門部会名	福祉部会	分科会名 介護保険分科会
調整方針	介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】 介護保険事業の運営に関する事項を審議するため設置。</p> <p>【所掌事務】 介護保険事業の運営に関し次の事項について審議する。 1 介護保険事業計画の進捗管理及び評価に関する事 2 介護保険事業の財政に関する事 3 その他重要な事項に関する事</p> <p>【委員】 委員定数 15人以内 被保険者代表 3人 介護サービス事業者代表 4人 公益代表者 8人</p> <p>【任期】 3年</p> <p>【委員報酬】 日額 7,100円</p> <p>【開催回数】 2回/年</p>	<p>【目的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。</p> <p>【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直しに関する事 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関する事</p> <p>【委員】 委員定数 15人 被保険者を代表する者 5人 学識経験を有する者 5人 介護サービス事業に従事する者 5人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【委員報酬】 日額 8,500円</p> <p>【開催回数】 年3回</p>	<p>【目的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。</p> <p>【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直しに関する事 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関する事</p> <p>【委員】 委員定数 15人 被保険者を代表する者 5人 学識経験を有する者 5人 介護サービス事業に従事する者 5人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【委員報酬】 医師 日額 8,500円 その他 日額 3,500円</p> <p>【開催回数】 年間 1回～3回</p>	<p>【目的】 介護保険の円滑な実施の確保に資するため設置。</p> <p>【所掌事務】 1 介護保険事業計画の達成状況の点検及び見直しに関する事 2 介護保険に関する施策の実施状況、施策に関する事</p> <p>【委員】 委員定数 6人 被保険者を代表する者 2人 学識経験を有する者 2人 介護サービス事業に従事する者 2人</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【委員報酬】 日額 7,500円</p> <p>【開催回数】 年間 1回～3回</p>	<p>【所掌事務】 西条市のみ、事業計画の見直しを所掌しない。</p> <p>【委員】 2市2町で構成が異なる。</p> <p>【任期】 西条市のみ3年。</p> <p>【委員報酬】 2市2町で異なる</p>	<p>【所掌事務】 西条市の例により調整する。</p> <p>【委員】 合併時に調整する。</p> <p>【任期】 合併時に調整する。</p> <p>【委員報酬】 合併時に調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い	細項目	介護保険事業関係		
事務事業名	介護認定調査、介護認定審査会	専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会
調整方針	1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。				
事務事業の現況			課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 介護認定調査</p> <p>【調査方式】 原則は、居宅介護支援事業者・介護保険施設への委託にて実施している。 近隣市町村の施設等からの申請分については、市職員が実施している。 次により、調査の精度管理を行っている。 市職員による調査 居宅1割 立会調査 居宅、施設の新規調査員を重点的に。 施設交替による調査 施設1割</p> <p>【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 240人 要介護1 632人 要介護2 348人 要介護3 203人 要介護4 222人 要介護5 266人 合計 1,911人</p>	<p>1 介護認定調査</p> <p>【調査方式】 居宅介護支援事業者への委託と市職員（保健師等）による直接調査及び調査同行により実施している。 新規個人申請 市職員（保健師等）による調査 新規代行申請 委託調査員に市職員が同行 変更申請 委託調査員に市職員が同行 更新申請 委託調査員による調査</p> <p>【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 129人 要介護1 378人 要介護2 260人 要介護3 161人 要介護4 179人 要介護5 140人 合計 1,247人</p>	<p>1 介護認定調査</p> <p>【調査方式】 居宅介護支援事業者・介護保険施設への委託又は町職員（保健師）による調査。 新規個人申請 委託調査員又は町職員による調査 新規代行申請 同上 変更申請 同上 更新申請 同上</p> <p>【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 87人 要介護1 177人 要介護2 99人 要介護3 60人 要介護4 57人 要介護5 78人 合計 558人</p>	<p>1 介護認定調査</p> <p>【調査方式】 居宅介護支援事業者と施設（施設入所者分）への委託と町職員（保健師等）による直接調査により実施している。 新規個人申請 委託調査員による調査 新規代行申請 同上 変更申請 同上 更新申請 委託調査員（町職員）による調査</p> <p>【認定者数】 平成15年3月末現在 要支援 61人 要介護1 100人 要介護2 86人 要介護3 40人 要介護4 56人 要介護5 55人 合計 398人</p>	<p>【調査方式】 2市2町で異なる。</p>	<p>公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。</p>
<p>2 介護認定審査会</p> <p>【名称】 西条市介護認定審査会</p> <p>【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。</p> <p>【設置・運営】 設置 西条市 任命 市長が任命。 委員定数 56人以内 合議体数 8 合議体委員定数 7人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,600円</p> <p>【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。</p> <p>【運営状況】 現在、6合議体で委員数42名にて、毎週木曜日（原則）に3合議体ずつ開催する予定を組んでいる。合議体の委員定数は7名とし、招集する合議体の委員数は5名としている。</p>	<p>2 介護認定審査会</p> <p>【名称】 東予市介護認定審査会</p> <p>【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。</p> <p>【設置・運営】 設置 東予市 任命 市長が任命。 委員定数 15人以内 合議体数 3 合議体委員定数 5人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,000円</p> <p>【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護4・5の更新において、更新認定が要介護4・5の範囲である場合、審査会で状態の変化が認められないと判断した場合、有効期間を1年とする。</p> <p>【運営状況】 3合議体を水・木・金曜日に割当てている。審査会の開催は、週2回程度となっている。</p>	<p>2 介護認定審査会</p> <p>【名称】 丹原町・小松町介護認定審査会</p> <p>【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。</p> <p>【設置・運営】 設置 丹原町、小松町 任命 関係2町の長が協議して定める候補者について、丹原町長が任命。 委員定数 12人 合議体数 2 合議体委員定数 6人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,000円</p> <p>【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。</p> <p>【運営状況】 2合議体で隔週ごと水・木曜日に1合議体ずつ開催している。（合議体の委員数は6名。）</p>	<p>2 介護認定審査会</p> <p>【名称】 丹原町・小松町介護認定審査会</p> <p>【目的】 要介護・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあること及び介護の必要の程度について審査判定する。</p> <p>【設置・運営】 設置 小松町・丹原町 任命 関係2町の長が協議して定める候補者について、丹原町長が任命。 委員定数 12人 合議体数 2 合議体委員定数 6人 委員の任期 2年（再任可） 委員報酬 日額 10,000円</p> <p>【認定有効期間】 通常6ヶ月。 更新時の延長措置（1年） 要介護・要支援の更新において、状態が安定不変であると判断した場合、有効期間を1年とする。</p> <p>【運営状況】 2合議体で隔週ごと水・木曜日に1合議体ずつ開催している。（合議体の委員数は6名。）</p>	<p>【設置・運営】 丹原町・小松町は共同設置。 西条市、東予市はそれぞれ単独で設置している。</p>	<p>公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い	細項目	介護保険事業関係		
事務事業名	保険給付	専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会
調整方針	1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 介護給付 (種類) 居宅介護サービス費の支給 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護 特例居宅介護サービス費の支給 居宅介護福祉用具購入費の支給 居宅介護住宅改修費の支給 居宅介護サービス計画費の支給 特例居宅介護サービス計画費の支給 施設介護サービス費の支給 介護老人福祉施設サービス 介護老人保健施設サービス 介護療養型医療施設サービス 特例施設介護サービス費の支給 高額介護サービス費の支給	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。	1 介護給付 (種類) 西条市に同じ。		1 現行のとおりとする。
2 予防給付 (種類) 居宅支援サービス費の支給 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護 特例居宅支援サービス費の支給 居宅支援福祉用具購入費の支給 居宅支援住宅改修費の支給 居宅支援サービス計画費の支給 特例居宅支援サービス計画費の支給 高額居宅支援サービス費の支給	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。	2 予防給付 (種類) 西条市に同じ。		
3 市町村特別給付 該当なし	3 市町村特別給付 紙おむつ購入費支給 (対象者) 次の条件をすべて満たしている者 要介護1～要介護5の認定を受けている。 在宅で介護を受けている。 紙おむつを必要としている。 (給付方法) ・償還払い方式 ・市に登録している市内の薬局等（19店舗）で購入した1か月分の紙おむつ購入代金受領証明書を申請書に添付して購入月の翌月に担当ケアマネージャーの意見を記入して申請する。 ・支給額は、1ヶ月に購入した費用の9割相当額とする。 ただし、購入費用は月額6,000円を限度とする。	3 市町村特別給付 該当なし	3 市町村特別給付 該当なし	東予市だけの制度である。	2 サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細項目	介護保険事業関係																																																																																				
事務事業名	介護保険料の賦課徴収			専門部会名	福祉部会	分科会名 介護保険分科会																																																																																			
調整方針	1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。																																																																																								
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容																																																																																			
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																						
1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） <table border="1"> <tr><th>段階</th><th>保険料年額</th><th>被保険者数</th></tr> <tr><td>第1段階</td><td>20,900円</td><td>183人</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>31,300円</td><td>5,918人</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>41,700円</td><td>4,079人</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>52,100円</td><td>1,687人</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>62,600円</td><td>1,102人</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>12,969人</td></tr> </table>	段階	保険料年額	被保険者数	第1段階	20,900円	183人	第2段階	31,300円	5,918人	第3段階	41,700円	4,079人	第4段階	52,100円	1,687人	第5段階	62,600円	1,102人	合計		12,969人	1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） <table border="1"> <tr><th>段階</th><th>保険料年額</th><th>被保険者数</th></tr> <tr><td>第1段階</td><td>18,400円</td><td>52人</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>27,600円</td><td>3,747人</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>36,800円</td><td>2,841人</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>46,000円</td><td>839人</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>55,200円</td><td>590人</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>8,069人</td></tr> </table>	段階	保険料年額	被保険者数	第1段階	18,400円	52人	第2段階	27,600円	3,747人	第3段階	36,800円	2,841人	第4段階	46,000円	839人	第5段階	55,200円	590人	合計		8,069人	1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） <table border="1"> <tr><th>段階</th><th>保険料年額</th><th>被保険者数</th></tr> <tr><td>第1段階</td><td>18,900円</td><td>30人</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>28,400円</td><td>1,684人</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>37,800円</td><td>1,455人</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>47,300円</td><td>359人</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>56,700円</td><td>213人</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>3,741人</td></tr> </table>	段階	保険料年額	被保険者数	第1段階	18,900円	30人	第2段階	28,400円	1,684人	第3段階	37,800円	1,455人	第4段階	47,300円	359人	第5段階	56,700円	213人	合計		3,741人	1 保険料 第1号被保険者所得段階別保険料及び被保険者数 （被保険者数は、平成15年度推計値。） <table border="1"> <tr><th>段階</th><th>保険料年額</th><th>被保険者数</th></tr> <tr><td>第1段階</td><td>20,700円</td><td>28人</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>31,100円</td><td>1,139人</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>41,500円</td><td>888人</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>51,800円</td><td>163人</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>62,200円</td><td>291人</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>2,509人</td></tr> </table>	段階	保険料年額	被保険者数	第1段階	20,700円	28人	第2段階	31,100円	1,139人	第3段階	41,500円	888人	第4段階	51,800円	163人	第5段階	62,200円	291人	合計		2,509人	2市2町で異なる。	1 介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
段階	保険料年額	被保険者数																																																																																							
第1段階	20,900円	183人																																																																																							
第2段階	31,300円	5,918人																																																																																							
第3段階	41,700円	4,079人																																																																																							
第4段階	52,100円	1,687人																																																																																							
第5段階	62,600円	1,102人																																																																																							
合計		12,969人																																																																																							
段階	保険料年額	被保険者数																																																																																							
第1段階	18,400円	52人																																																																																							
第2段階	27,600円	3,747人																																																																																							
第3段階	36,800円	2,841人																																																																																							
第4段階	46,000円	839人																																																																																							
第5段階	55,200円	590人																																																																																							
合計		8,069人																																																																																							
段階	保険料年額	被保険者数																																																																																							
第1段階	18,900円	30人																																																																																							
第2段階	28,400円	1,684人																																																																																							
第3段階	37,800円	1,455人																																																																																							
第4段階	47,300円	359人																																																																																							
第5段階	56,700円	213人																																																																																							
合計		3,741人																																																																																							
段階	保険料年額	被保険者数																																																																																							
第1段階	20,700円	28人																																																																																							
第2段階	31,100円	1,139人																																																																																							
第3段階	41,500円	888人																																																																																							
第4段階	51,800円	163人																																																																																							
第5段階	62,200円	291人																																																																																							
合計		2,509人																																																																																							
2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月27日まで 第7期 1月5日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで 第9期 3月1日から同月31日まで	2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月末日まで	2 保険料の賦課期日・納期 賦課期日 毎年度4月1日 納期 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月25日まで 第5期 2月1日から同月末日まで	東予市、丹原町は8期、西条市は9期、小松町は5期である。	2 国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。																																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（介護保険事業関係）の取扱い			細項目	介護保険事業関係	
事務事業名	低所得者対策（介護保険料軽減措置）			専門部会名	福祉部会	分科会名 介護保険分科会
調整方針	低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【趣旨】 低所得者対策として保険料減免制度の運用を図り、一時的に負担能力が低下した者、若しくは要保護者に準ずる生活困窮者の経済的負担を緩和し、もって市民福祉の向上に資する。</p> <p>【対象者】 以下の要件に全て該当する者 世帯員全員が市民税非課税であること（第1号被保険者の保険料が第2段階であること） 生活保護基準に基づき、要保護世帯に準ずる収入の世帯であること ・前年の世帯の収入が一人世帯の場合80万円（世帯員の数が二人以上の場合にあっては二人目につき40万円、三人目からは一人につき35万円をおのおの加算した額）以下で、生活保護法の要保護者に準ずる者として認められたとき 市民税課税者の扶養を受けていないこと 市民税課税者と生計を共にしていないこと 資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること</p> <p>【軽減の内容】 第2段階の保険料31,300円（基準額の25%軽減）を第1段階の保険料20,900円（基準額の50%軽減）に軽減する。</p> <p>【手続き】 申請に基づき、被保険者が上記要件に該当するかどうか、個々に審査・判定して適否を決定する。 申請の際、減免申請書に収入申告書、給与証明書、資産申告書などの添付が必要である。</p> <p>【軽減保険料の財源】 第1号被保険者保険料に上乗せする。 軽減対象者 580人 （第2段階層に属する人数の約10%） 上乗せ額 40円</p>	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

介護保険に関する法令

介護保険法（抜粋）

第六章 介護保険事業計画

（基本指針）

第百十六条 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 費用等

第一節 費用の負担

（保険料）

第百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予想額及び保健福祉事業に要する費用の予想額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

（保険料の減免等）

第百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

先例地の事例

〔いなべ市〕

介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 保険料については、適正な保険料を算定し統一を図るものとする。
- 4 普通徴収納期については、統一を図るものとする。

〔さぬき市〕

介護保険の取扱い

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。

- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

〔東かがわ市〕

介護保険事業の取扱い

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 2 要介護、要支援認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。
- 3 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 4 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 5 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 6 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 7 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに、3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 8 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- 9 第1号被保険者の保険料の普通徴収納期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- 10 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 11 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 12 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

〔南宇和合併協議会〕

各種事務事業(介護保険業務)の取扱いについて

介護保険業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。但し、被保険者証有効期限は、6年とする。保険料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度より新たな保険料を定めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

介護保険制度の取扱いについて

第1号被保険者の保険料については、新市において統一する。
給付の内容及び納期については、市町村間に相違がないため、現行のとおりとする。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕

- 1 保険料については、合併時に介護保険事業計画に基づき再算定し、平成16年度から統一する。
- 2 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。
- 3 介護認定審査会の設置及び運営については、合併時に統一する。